

平成 30 年度第 2 回 鳥取支部評議会の概要報告

開 催 日	平成 30 年 10 月 24 日 水曜日 午後 1 時 30 分から 3 時 15 分
開 催 場 所	しいたけ会館 対翠閣
出 席 者	山田評議員（議長）、花原評議員、足立評議員、馬場評議員、田中評議員、竹中評議員、河毛評議員、細田評議員、嶋田評議員 【順不同】
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成 31 年度保険料率について 2 その他について
議 事 概 要 (主な意見等)	<p>《支部長あいさつ》</p> <p>いよいよ来年度の保険料率について議論する時期となりました。これまで鳥取支部の各評議員の皆様には保険料率に関して非常に活発な議論をいただいております。ありがとうございます。ただ、今回の改選で山田議長と足立評議員が任期満了となり、本日が最後となります。今までのご尽力誠にありがとうございました。</p> <p>さて、協会も 10 月で設立 11 年目となりました。過去 10 年を振り返ってみますと、前半 5 年間は財政の赤字問題一辺倒でした。この中で強く印象に残っていることは、毎年保険料率が上がる中、平成 23 年に、当支部を含めた数支部から自然発生的に署名活動が起きたことです。これが、翌年度に全支部への取り組みに拡がり、当支部から常田評議員が登壇した全国大会の開催、関係官庁への行進、議員会館での地元国会議員への要請活動につながりました。協会の財政を何とかしなければとの切実な危機感が燎原の火の如く広がった活動であると充実感を覚えた時期でもありました。その当時、国会議員の協会けんぽの認知度向上について、日頃、国会議員と接触がある評議員の皆様は大いに力を発揮していただき、国会議員への対応が不慣れな我々としては、大変ありがたいサポートでした。これ以降、5 年間の財政特例期間を経て、国庫補助率 16.4%が暫定措置から恒久化へ、後期高齢者への支援金の負担も人数割から総報酬割に変更されるなど、協会にとって財政負担が軽減された大きな成果となりました。また、平成 29 年度決算では、積立金の水準が 2 兆 2 千億と過去最高となり、全国各支部では、『保険料率の引き下げの財源とすべき』『中長期の財源に保持すべき』との意見が真っ二つに分かれる中、昨年・本年度と、理事長より『中長期的な視点で平均保険料率 10%を維持できる財政運営を行う』との明確な方針が示されているところです。</p> <p>そして、後半 5 年間は各支部で加入者の健康づくりへの取り組みが始まりました。特に協会は、健保組合が企業と一体化しているのとは違い、多くの事業所と 1 対 1 で関係を築く必要があり、事業所へのアプローチ策としての、健康づくりの取り組みが全支部に拡がり、協会の認知度向</p>

上にもつながっております。一方、協会では、本年度から取組期間と数値目標を事業計画に取り入れた取り組みを進めております。また、保険料率では、激変緩和期間 10 年間で平成 31 年度末に終わり、新たに加入事業所との取組成果を保険料率に反映するインセンティブ制度がスタートいたします。加えて、医療費適正化観点で地域医療への意見発信なども求められるなど、協会けんぽに求められる役割と活躍の場が徐々に広がってきた 10 年だったと思っております。以上、10 年間で振り返ってみました。本日はよろしく願いいたします。

○議題 1 平成 31 年度保険料率について、全国健康保険協会運営委員会第 93 回の資料に基づき事務局より説明

■資料 1：全国健康保険協会運営委員会(第 93 回)資料

《主なご意見と回答》

【事業主代表】

前回の評議会で発言した内容と同様になりますが、収支の見通しを立てた段階では、こんなに準備金が積み上がる予定ではなかったはずですが、協会けんぽや年金事務所の努力により、加入事業所が増えたことも一因ではあるのですが、いったいこの見通しが違ったのでしょうか。鳥取県の保険料率は下がりましたが、自社では賃金が上昇しているので、実際のところ、保険料は今までとほとんど変わりません。全国でも同じような形になっていると思います。また今後、定年の引き上げの話も出てきています。こういったことも加味して議論しないといけないと思います。毎回毎回、悲観的な見通しで、10%という壁を破るために作られた資料にしか見えなくなってきました。信頼感がなくなってきました。

【事業主代表】

現在は準備金が 3.1 か月分積み上がっているとはいえ、長い目で見ると高齢化率は上がっているため、保険料率を下げようとはとても言えません。資料の試算では、仮に賃金上昇率が 0% の場合、5 年後は大きな赤字となっています。定年が引き上げとなれば財源は確保できるようになる可能性はありますが、やはり高齢化は避けられないので、今保険料率を下げたとしても、将来的に保険料率が上がるのは分かりきっています。

【事業主代表】

将来の財源について、協会けんぽの被保険者負担のみで考えなければならないのでしょうか。もともとは国の事業であったものが、民間になったとたんに責任の当事者が被保険者にすり替えられたように感じます。消費税増税となる中で、国庫補助率が 16.4%へ引き上げられた時と同様に、国からの補てんについて国と話し合うべきではないでしょうか。

【被保険者代表】

今回のポイントである『中長期計画に基づいて考える』『激変緩和措置率はこれまでと同様』『保険料率の変更時期は4月納付分から』ということに異論ありません。しかし、企業であれば、2～3年後の予定損益を試算し、実際に差異が出た場合はプラス要因・マイナス要因を再検証しています。それが為されない状態で、将来の安定性について議論するのは違和感があります。また、保険者が異なっても、負担と受益という点は同じであるため、異なる保険者でも同じ土俵で議論すべきだと思います。健康保険組合は財政難になれば保険料の安い協会けんぽに編入することができるし、共済組合ではまだ保険料率がかなり安い、といった今の仕組みはおかしい。今後ますます出生率は減り、極端に高齢者が増える状況で、高齢者医療制度への拠出金もますます増やしていかなければなりません。20年後・30年後を見越した議論をすべきです。

【事業主代表】

消費税が8%から10%になろうという中で、現在の鳥取支部の保険料率9.96%から10%へ引き上げになったとしても0.04%とわずかです。小数点以下の上げる・下げるを議論するのではなく、平均保険料率10%を何年か維持するということをお願いしたい。また、この場では皆協会けんぽという立場で議論していますが、国民皆保険という考え方で見ると、国保の負担が大きくなっていることがあり、全体で議論すべきだと思います。

【学識経験者】

ここでの議論がどう反映されるのか疑問ではありますが、ダイレクトに反映されることの怖さもあります。長いスパンで考えて、高齢化が進む中、保険料率は下げられないという意見と、準備金がこれだけ積み上がっている状況で保険料率を下げないのかという意見、どちらも正しい。5～10年先を考える中で、より妥当な意見を選択するしかないと思います。準備金がむやみに使われるのであれば別ですが、今の水準が保たれるのであれば、10%を維持して先に備える、という発想の方が今の時代にはより妥当かと感じます。

【被保険者代表】

保険料率は多くの変動要因があり、いつも判断に苦慮します。基本的には安定した運営が維持されることが大前提だと思います。そのうえで、ある程度の算段が付けば、一時的な保険料率の引き下げも良いかと思います。準備金については、取り崩す一定の基準を設けるべきだと思います。

【被保険者代表】

準備金は将来不安だからという理由で残しているだけなので、法定の1か月分を超えれば活用方策を考えなければならないと思います。

【学識経験者】

保険料を頑張って支払っても、残った分は国に返還しているのですよね。協会けんぽの加入者

にとっては不本意かもしれないが、国保などからすると、その財源を回してもらいたいという発想になる可能性もある。準備金の活用方策を考えるのは難しい。健康保険組合などでは、健康に役立つようなものにして被保険者に還付されると聞いたことがあります。

【事務局】

健康保険組合には国庫補助金がないので、そういったことが可能です。協会けんぽでは、単年度収支差、企業でいう利益に相当する部分の総額の16.4%は国庫に返納するということになっています。大体年間500億円程度返納している状況です。

【事業主代表】

今の状況として、適用事業所数は伸びているようですが、あとどのくらい未加入の事業所があるのかは分かりませんか。また、短時間雇用者の適用拡大で被保険者数がどのくらい伸びてくるかはどうでしょうか。そういったプラス要因がよく分かりません。

【被保険者代表】

例えば健康保険組合が解散したために、加入者が増えたといったことはあったかと思います。しかし、事業所数は全体として減っている状況のはずですが、右肩上がりに適用事業所数が伸びている理由が分かりません。

【事務局】

年金機構が未加入事業所への勧奨に力を入れたため、ここ数年適用事業所数は伸びてきました。ただ、あとどのくらい未加入事業所があるかを調査するのは困難です。ちなみに、ここ数年の動向では、加入者数の増加に対し、被扶養者数が伸びていません。事業所も増え、被扶養者だった方が働き出して被保険者となったため、その分保険料収入が伸びたという推測ができます。

【学識経験者】

高齢者医療制度への拠出金が現在約4割となっていますが、この割合が今後どうなるかによって大きく変わります。法令が変わる可能性もあれば、他の財源から出すことになる可能性もあります。高齢化は進みますが、ここのあり方によって考え方が変わってきます。

■激変緩和措置率及び保険料率の変更時期について

例年どおりで異論なし

○議題2 その他について

任期満了となる評議員による振り返り

特記事項	特になし
・傍聴人：新日本海新聞社記者 1 名、支部職員 2 名、次期評議員就任者 1 名	
・次回評議会の予定：平成 31 年 1 月	